

相模原市農業委員会第6回会議議事録

開 会 日 時 令和元年8月30日 午後1時34分

閉 会 日 時 令和元年8月30日 午後3時10分

開 催 場 所 市役所第2別館3階 第3委員会室

出 席 委 員 (印)

	西山 和秀		中里 州克		榎田 和子
	八木 拓美	9	市川 忠孝		藤村 達人
	關山 富雄		小林 康史		高橋 三行
	古木 清		齋藤 憲一		天野 明
	江藤 昭利		菱山 喜章		加藤 正博
	阿部 健		八木 健一		
7	渋谷 利雄		金井 睦		

出席委員 17名

欠席委員 2名(7番渋谷利雄委員、9番市川忠孝委員)

傍聴人 0名

事 務 局 相澤博 鈴木和夫 伊藤和彦 松島政幸 一之瀬素弘 中山隆司
山田彩奈

議事録署名人 議 長

議席5番

議席6番

会議に付した事件

日程	番 号	件 名
1		会務報告
2		第2回農地あっせん委員会報告
3		第4回農地利用最適化推進委員連絡会報告
4	議案第27号	令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について
5	議案第28号	農地法第3条の規定による許可申請について
6	議案第29号	農地法第4条の規定による許可申請について
7	議案第30号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第31号	農用地利用集積計画の決定について
9	議案第32号	農用地利用集積計画の決定について
10	議案第33号	農用地利用集積計画の決定について
11	議案第34号	農用地利用集積計画の決定について
12	議案第35号	農用地利用配分計画の作成について
13	報告第35号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
14	報告第36号	農地所有適格法人の報告について
15	報告第37号	非農地証明書の発行について
16	報告第38号	地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について
17	報告第39号	相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について
18	報告第40号	市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について

議事の内容 次のとおり

議長（八木会長）

ただいまから、相模原市農業委員会第6回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は17名で、定足数に達しております。

本日、7番渋谷利雄委員、9番市川忠孝委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員につきましては、5番江藤昭利委員、6番阿部健委員をご指名いたします。

日程1 会務報告

議長（八木会長）

それでは、これより日程に入ります。

日程1「会務報告」をいたします。

鈴木次長に報告をいたさせます。

事務局（鈴木次長）

それでは、お配りしております会務報告をご覧ください。令和元年7月31日から令和元年8月29日までの主な会務につきまして、ご報告をいたします。

初めに、会議、県関係でございます。

8月21日、JAグループ神奈川ビル2階講堂におきまして、神奈川県農業会議常設審議委員会が開催され、八木会長、榎田委員が出席されております。内容につきましては、農地法に係る諮問についてほかでございます。本市からの報告は14件でございます。

続いて、市関係でございます。

7月31日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、農業委員会第5回総会を行いまして、農業委員18名が出席をされております。内容につきましては、農地法第3条の規定による許可申請についてほかでございます。

続いて、8月5日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、第4回相模原市総合計画審議会が開催され、八木会長が出席をされております。内容につきましては、基本計画についてほかでございます。

続いて、8月8日、総合学習センター2階セミナールームにおきまして、第4回農地利用最適化推進委員連絡会を開催し、農地利用最適化推進委員20名、農業委員15名が出席をされております。内容につきましては、人・農地プランについてほかでございます。

同じく8月8日、総合学習センター2階セミナールームにおきまして、第2回農地あっせん委員会を行いまして、農業委員14名、農地利用最適化推進委員19名が出席をされております。内容につきましては、農地あっせん委員会についてほかでございます。

続いて、8月9日、市役所本館2階第1特別会議室におきまして、相模原市米軍基地返還促進等市民協議会令和元年度理事会が開催され、阿部副会長が出席をされております。内容につきましては、本年度の要請についてほかでございます。

続いて、8月19日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、第5回相模原市総合計画審議会が開催され、八木会長が出席をされております。内容につきましては、基本計画についてほかでございます。

続いて、8月20日、市役所第2別館3階第3委員会室におきまして、第214回都市計画審議会が開催され、八木会長が出席をされております。内容につきましては、建築基準法第51条ただし書きほかでございます。

裏のページに移らせていただきます。

8月20日、市役所会議室棟2階第10会議室におきまして、野生鳥獣被害対策所管課等担当者打合せ会議が開催され、松島所長ほか出席をしております。内容につきま

しては、平成30年度における野生鳥獣被害現状と対策ほかでございます。

続いて、8月21日、市役所会議室棟2階第10会議室におきまして、相模原市市民農園運営協議会総会が開催され、私、次長が出席をしております。内容につきましては、平成30年度事業報告についてほかでございます。

続いて、8月22日、市役所本館5階会長室におきまして役員会を行いまして、八木会長、阿部副会長が出席をされております。内容につきましては、総会提出案件についてほかでございます。

続いて、その他、県関係でございます。

7月31日、波止場会館1階多目的ホールにおきまして、経営指導担当者養成法人研修会が開催され、榎本主査ほか出席をしております。内容につきましては、農地所有適格化法人、一般農業法人の要件ほかでございます。

続いて、8月21日、県庁本庁舎3階第3応接室におきまして、令和2年度県農林業施策及び予算に関する要望に八木会長が出席をされております。内容につきましては、要請活動ほかでございます。

続いて、市関係でございます。

8月27日、緑区青根地区におきまして、農地再生モデル事業を行いまして、農業委員3名、農地利用最適化推進委員3名が参加されております。内容につきましては、除草ほかでございます。

以上、ご報告申し上げます。

議長（八木会長）

ただいまの会務報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

16番（藤村委員）

野生鳥獣被害対策所管課等の担当者打合せ会議について、詳しく教えていただきたい。

事務局（松島所長）

野生鳥獣被害対策所管課等の担当者打合せ会議ということで、主に農作物被害に関連する農政課、津久井地域経済課、生活被害に関わる水・みどり環境課、津久井地域環境課、それから、その他のものとしまして、私ども農業委員会と緑区役所の各関連課の担当者が出席しました。内容としましては、まず、30年度の野生鳥獣の被害の現状と対策を各出席課から説明しまして、報告があった後に、鳥獣の被害に対する意見交換を関係課で行いまして、今後、効率的な業務の推進はどのような形で進めるのがよろしいかという議論が行われました。農作物被害と生活被害、2系統あるわけですけれども、話し合いの中では、身近なところで相談できる体制ということで、旧4町にまちづくりセンターがそれぞれ設置されているわけですけれども、まちづくりセンターで一括して身近な相談を受け付ける体制ができないものかということで、結論的なものは出ておりませんが、市民の皆さんが身近なところで相談できる体制は必要ではないかという意見が出されて、今後、検討していくという形で会議を終わりました。

以上でございます。

16番（藤村委員）

ありがとうございました。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

なければ、以上で会務報告を終わります。

日程2 第2回農地あっせん委員会報告

議長（八木会長）

続いて、日程2「第2回農地あっせん委員会報告」をいたします。

關山委員長から報告をお願いいたします。

委員長（關山委員）

8月8日に行われました第2回農地あっせん委員会の結果を報告いたします。別途配付されております報告資料をご覧ください。

4の議題につきましてですが、（1）農地あっせん委員会について、事務局から、農地あっせん委員会の概要について説明がありました。

（2）平成28年度から30年度の利用意向調査結果について、事務局から、利用意向調査に対する現状確認について説明がありました。推進委員から、今年度提出した調査結果一覧表で確認したほうがよいという意見があったため、再度、検討することになりました。

以上で第2回農地あっせん委員会の結果報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、以上で第2回農地あっせん委員会報告を終わります。

日程3 第4回農地利用最適化推進委員連絡会報告

議長（八木会長）

続いて、日程3「第4回農地利用最適化推進委員連絡会報告」をいたします。

阿部副会長から報告をお願いします。

委員長（阿部副会長）

8月8日に行われました第4回相模原市農地利用最適化推進委員連絡会の結果を報告いたします。報告資料をご覧いただきたいと思います。

4の議題についてでございます。

(1)人・農地プランについてですが、市農政課から、現行の人・農地プラン及び人・農地プランの実質化について説明がありました。当委員会との連携や今後の流れについて質問がありました。

(2)令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見についてですが、事務局から、意見の概要について説明があり、原案のとおり提出することとなりました。

(3)新規就農者との意見交換についてですが、事務局から、新規就農者との意見交換について説明がありました。

(4)令和元年度農業委員会委員視察についてですが、事務局から、視察場所や日程について説明がありました。

(5)令和元年度相模原市農協、神奈川つくい農協との意見交換会についてですが、事務局から、日程や意見交換を行う内容について説明がありました。

(6)第55回相模原市農業まつりについてです。事務局から、日程や内容について情報提供がありました。

裏面ですが、(7)農地保全啓発看板についてです。事務局から、配付時期や図案について説明があり、農業委員から新たな図案の作成について提案がありました。また、支柱の強度について質問があり、事務局で検討することとなりました。

(8)推進委員の活動報告についてですが、特に報告はございませんでした。

(9)その他ですが、事務局から、次回の個別報告について連絡がありました。

それから、藤村委員から、相模原市有害鳥獣被害対策協議会の進捗状況について報告がありました。

以上で報告を終わります。

議長（八木会長）

報告が終わりました。ただいまの報告にありました議題(7)農地保全啓発看板について、事務局から、補足説明をお願いいたします。

事務局（一之瀬総括副主幹）

農地保全啓発看板についてですが、今、報告にございましたとおり、農業委員から新たな図案の作成等の提案がございまして、本日の全員協議会の中で、皆様へお示しさせていただきたいと考えております。

また、支柱の強度についてのご質問をいただき、メーカー等に問い合わせをさせていただきましたが、現在、配付させていただいております強度プラスチック、1.8mのものですが、最低50cmは土の中へ埋めてほしいということでございました。強さがあ

る分、風等にあおられる可能性があるのですが、深く埋めていただく以外に方法はないという回答を得ました。ほかにアルミの素材等もごさいますが、現在お配りしているものが一番強いというご説明がありましたので、この場で報告をさせていただきます。

看板につきましては、後ほどの全員協議会の中で、新たに提案をさせていただきます。以上でございます。

議長（八木会長）

ただいまの報告について、何かご発言がございましたら、お願いいたします。

4番（古木委員）

畑の土が硬いんですよ。トラクターで大体30cmぐらい、大型で50cmぐらいいくんだけど、ほとんどが30cmまでで、縁石のところは砂利があったり、ハンマーで打ち込めば入るけど、あの辺はちょっと打てないんで、鉄パイプでも鉄棒でもあればなど。結構、苦労しています。あとは、実際にほかに支柱を当ててやっていますので。

以上です。

議長（八木会長）

今の発言について何か、いいですか。

事務局（一之瀬総括副主幹）

はい、特に。

議長（八木会長）

細かい点については、各自、工夫をしてやっていただければと思います。

4番（古木委員）

はい、やります。

議長（八木会長）

補足の鉄棒だとか鉄パイプというのは用意できかねますので、工夫して、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに何かご発言ございますか。

なければ、以上で第4回農地利用最適化推進委員連絡会報告を終わります。

日程4 議案第27号 令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について

議長（八木会長）

続いて、日程4議案第27号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、1ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第27号 令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関する意見について。令和2年度相模原市農地等の利用の最適化の推進に関し、農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により、別紙のとおり相模原市長に提出する。令和元年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、議案書の2ページから8ページをご覧くださいと存じます。

意見の内容につきましては、7月31日の全員協議会、8月8日の第4回農地利用最適化推進委員連絡会で、ご審議をいただいたものでございます。本日は、全案文の朗読は省略をさせていただきます。この意見につきましては、本日の総会で議決をいただいた後、9月13日に、会長、副会長、各小委員会の委員長、副委員長の6名の農業委員の方から、市長宛てに提出をする予定となっております。

以上でございます。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第27号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程4議案第27号については、原案のとおり決定いたしました。

日程5 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程5議案第28号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは9ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について。別紙農地の所有権移転等許可申請收受番号3-8は、農地法第3条の規定により適切と認められるので、許可するものとする。令和元年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、10ページをご覧ください。

收受番号3-8は、譲受人が農業経営規模拡大のため、農地を取得するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は1ページをご覧ください。斜線部分が本案件の申請地です。申請地は、下溝の畑、2筆、1,388㎡です。今後の作付は、シイタケや露地野菜の栽培を予定しています。なお、この申請地及び隣接地の法人が所有する農地の地中から産業廃棄物が出てきたため、現在は農地への復元のため、是正をしているところです。審査基準につきましては、現地及び申請書で確認をしております。全部効率利用要件につきましては、譲受人は農地所有適格法人であり、経営農地5筆、3,062㎡で、全て適切に管理され、下限面積要件2,000㎡以上を満たしています。地域との調和要件については、周辺農地の利用に影響を与えないこと、周辺地域の農業経営との調和に努めることを確認しています。以上4点、審査基準を満たしていることから、許可相当と判断しました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

南区担当委員さん、お願いいたします。

3番（關山委員）

8月26日に現地を見てまいりましたけれども、前回も、その隣を買ってしまして、私もここは何回も通るところですけれども、産業廃棄物が出てきたということで、是正についてはもう終わってしまして、キノコの栽培をするということで、今、機械が置いてある部分だけで、あとはもう間もなく終わるということで、ハウスの中のキノコ栽培ということですから、特別、問題はないかと思っておりますので、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

17番（高橋委員）

まず、産業廃棄物が出てきたということで、産業廃棄物は、買い主が責任を持つのか、売り主が責任を持つのか、以後の参考のために聞きたいなということと、あと一つ、キノコの栽培をするに当たって、建築物までいかないんだろうけど、簡易的な建物を建て

るのかなと思いますので、その辺の説明もあわせてお願いいたします。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

まず、産業廃棄物の件ですけれども、さきを取得したこの点線より右側奥のところを造成したときに、今回取得するところを違反転用していた人がいるんですね。それが越境して、申請人の土地に3袋ぐらい、無断で埋めていたんですね。それによって、今回の申請地について、地主さんと話をしていたところ、是正したい、直してほしいということで、基本的には行為者が是正をするということでございます。

17番（高橋委員）

違反した人が是正するということが。

事務局（伊藤担当課長）

はい。話の中では、そのようになっております。ただ、3条で出てきていますので、処分費用に関しては、何らかの形で相殺という形になるのかなと、そこら辺は深く確認はとっていませんけれども。

2点目のシイタケ栽培に関してですが、最近よく出てくる言葉で、高度化施設を使うか、普通の建築許可とかも必要なビニールハウスといいますか、ビニールでない強化プラスチックを周りで使うハウスの2点が考えられるんですが、関係法令もいろいろありますので、今、相談に応じているところです。いずれにしても、困りはどうであれ、要は、中の設備が覆われればいいのかと単純には思っているんですが、ビニールにするのか、強化プラスチックの建築物に該当するものにするかは、今、関係各課も含めた中で調整をしております。

以上です。

議長（八木会長）

よろしいですか。

17番（高橋委員）

はい、ありがとうございました。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、採決をさせていただきます。

議案第28号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程5議案第28号については、原案のとおり決定いたしました。

日程6 議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程6議案第29号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、11ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について。別紙農地の転用許可申請收受番号4-8は、相当とする理由があるので、農地法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、12ページをご覧ください。

收受番号4-8は、申請人が所有する青葉の農地、1筆、277㎡を駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は2ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、不動産業者からの要望により、貸し駐車場として転用するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入り口側を除き、北側を波型鋼板で土留めをし、南側は既設コンクリートブロック2段積み、西側は既設擁壁を利用する計画です。雨水については、砂利敷きによる敷地内浸透の計画となっております。申請地は青葉2丁目星のポケットパークの南西約310mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

中央区担当委員さん、お願いいたします。

10番（小林委員）

8月27日に現地を確認してまいりました。現状は、スクリーンのとおり、少し草が生えているような状態でした。土地的には、スクリーンの左側が相模原ゴルフクラブの敷地として、その縁といいますか、細長い土地として、この地図で見ますと、南側に駐車場って細長いのがありますが、それも1年か2年前に転用ということで、今、駐車場になっているところです。周りを見ましても、介護老人保健施設ですとか、その下が区域指定、許可済みというような家が建っている状態で、周りに畑などはほとんどない場所ですので、環境的にも特に問題はないかと思っておりますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第29号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程6 議案第29号については、原案のとおり決定いたしました。

日程7 議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（八木会長）

続いて、日程7議案第30号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、13ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について。別紙農地の転用を伴う所有権移転等許可申請收受番号5-5から5-8及び5-1024から5-1028は、相当とする理由があるので、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第3項の規定により意見を付して、市長あてに送付するものとする。令和元年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、14ページから15ページをご覧ください。本庁分を説明いたします。

收受番号5-5は、譲受人の株式会社伊佐建材が、譲渡人が所有する上九沢の農地、1筆、1,585㎡を所有権移転を受け、資材置き場に転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は3ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している資材置き場が手狭となり、新たに資材置き場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、万能鋼板で土留めをし、飛散防止策として、高さ2mの単管パイプに養生シートを設置する計画です。雨水については、浸透トレンチ及び土の状態による敷地内浸透とする計画です。申請地は大沢小学校の北東約220mです。

続きまして、收受番号5-6は、譲受人の有限会社トーホーラインが、譲渡人が所有する田名の農地、1筆、813㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は4ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している駐車場が市外にあるため、市内に新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、西側及び北側の一部を鋼板単管パイプで土留めをし、北側一部は既存RC擁壁を利用する計画です。雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透とする計画です。申請地はたんぼぼ保育園の北西約130mです。

続きまして、收受番号5-7は、譲渡人の有限会社萩原和興業が、譲渡人が所有する大島の農地、5筆、2,514㎡の所有権移転を受け、駐車場として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は5ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在使用している駐車場が手狭なため、新たに駐車場を確保するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、車両出入口を除き、ブロック3段積み及びネットフェンスで土留めをし、雨水については、砕石敷きによる敷地内浸透の計画となっております。申請地は大沢まちづくりセンターの西約480mです。

続きまして、收受番号5-8は、貸し人が所有する大島の農地、1筆、1,709㎡

のうち、399.80㎡を、借り人が使用貸借権の設定により借り受け、自己住宅として転用するための申請です。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は6ページをご覧ください。農地区分は第3種農地です。申請理由といたしましては、現在、借家に居住しており、子供も成長し、手狭なため、新たに自己住宅を建築するための申請です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、出入り口を除き、南側及び東側にブロック積み1段から3段を設置し、北側は既存ブロックを利用する計画です。雨水については、雨水浸透ます及び砂利敷きによる敷地内浸透とする計画です。汚水については、公共下水道に接続いたします。申請地は大沢第二幼稚園の北東約230mです。

以上で本庁分の説明を終わります。

事務局（松島所長）

それでは、続きまして、津久井事務所管内の5件を説明いたします。15ページから18ページをご覧ください。

初めに、收受番号5-1024は、譲渡人が所有の緑区与瀬の農地、1筆、249㎡を所有権移転して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は7ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、譲受人は現在、親と同居しており、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、既設玉石積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は市立北相中学校の北西約160mです。

続きまして、收受番号5-1025は、貸出人が所有の緑区长竹の農地、6筆、427.91㎡に使用貸借権を設定して、自己住宅に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は8ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、借受人は現在、賃貸住宅に住んでおり、新たに自己住宅を建築するためでございます。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、道路側を除き、コンクリートブロック1段積みで土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は松原接骨院の北約140mです。

続きまして、收受番号5-1026は、緑区牧野において貸出人が所有する登記地目墓地及び宅地を含む農地5筆、810.3㎡に使用貸借権を設定して、工場に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は9ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在使用している工場が業務拡大に伴い手狭となり、新たに工場を建設するためでございます。農地区分は第2種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、新設コンクリートブロック1段から3段積み及び新設コンクリート擁壁で土留めする計画で、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地はふじの温泉病院の東約1,260mです。

続きまして、收受番号5-1027について、説明いたします。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は10ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。本案件は、貸出人が所有する緑区青山の農地、2筆、653㎡

のうち、93.81㎡に賃借権を設定して、仮設工事用地として一時転用するものです。申請理由は、リニア中央新幹線整備に伴う送電用鉄塔の建設に伴い、掘削による地質調査を行うためでございます。なお、当該地は、平成31年2月に、地質調査のため、一部転用許可を受け、計画どおり完了しておりますが、再度、調査を行う必要が生じたため、改めて申請が出されたものです。農地区分は農用地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として、調査区域を新設土留め矢板で土留めする計画で、雨水は敷地内浸透とする計画です。転用期間は、許可日から令和元年9月30日までの予定です。申請地は市立津久井中央小学校の西約390mです。

最後に、收受番号5-1028は、譲渡人が所有の緑区小原の農地、1筆、51㎡を所有権移転して、進入路に転用するものです。現地の状況につきましては、スクリーンをご覧ください。案内図は11ページとなりまして、斜線部分が本案件の申請地となります。申請理由は、現在使用している進入路が狭く、新たに進入路を確保するためでございます。農地区分は第3種農地です。隣接地への被害防除につきましては、土地区画の明確化と、土留め策として新設コンクリート擁壁を設置し、雨水は浸透処理施設による敷地内浸透とする計画です。申請地は相模湖東インターチェンジ出口の北東約370mです。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの説明に関連しまして、地区担当委員さん、補足説明やご意見はございませんか。

收受番号5-5については、緑区担当委員さん、よろしく願いいたします。

4番（古木委員）

今月28日水曜日に、午後1時から約2時間、畑がかなりややこしいという問題がありましたので、山口推進委員に同行していただきました。

收受番号5-5につきましては、農地は過去3年間やっていたということですが、今回の申請について、案内図の入り口のところが、ちょうど道路が直角に曲がっているところ、前に何軒か家がある。入り口のところが、間口は広いように見えるんですが、隣の宅地の中に入り込むような入り口なんです。実際にコンクリートで壁をつくったら、4トン車は入らないかな、どこから入るのかなと、ちょっと心配にはなるということ。それと、畑そのものは、両隣が農地なんです。道路より少し低いので、高く積もるような高さに、鋼板を並べるような感じが出ています。雨水をどのように流すのかなと、1,585㎡あるんで大きいんですが、そこがちょっと気になる。雨水を流すところがないような感じと、鋼板で下を固めてやる。砂利も置くんですが、高さ2mの鋼板を四方に全面的に張るということで、入り口がちょっと難しいのかなという気もします。あとは申請どおりなので、それ以上はありません。

次に、5-7、5ページですが、法性寺って上大島にあるんですが、お寺さんの入り口のところは、ちょっと角が厳しいなと。逆側から入れればいいかなと思う畑です。長さは約七、八十mあるんですが、手前の下のほうに家があって、そこに入り口を設けるということで、幅員は5.12あるんですが、どちらから入るのかな。左下のほうが法性寺で、直角に曲がっているフェンスが入っている。高さ1m500ぐらいの大谷石がずっとあって、両方にも家があって、どうやって入るのかな、右上のほうから入ってく

るのかなという感じがします。上のほうについては、農道で道路幅がすごく狭い、直角に曲がった感じで、左のまだ写真が入っていない、それを直角に曲がって、また直角に曲がるような、両サイドに家がありながら狭いというところがあります。あんまり心配してもしようがないんですが、上のところとは四、五十cmの段差がある、こちらはそれだけ低いというような感じです。特にそれ以上のことはないんですが、畑は3年間、それなりに耕作されていたと思います。

最後に5 - 8、ブルーベリーが1反以上あった畑ですが、3年前ぐらいからだんだん切り売りされて、今、今回の申請の隣に家ができています。これはブルーベリーの畑ですが、上側に家が建っています。その枠のところ申請地です。その下がブルーベリーの畑。3年前から見たら、ブルーベリーの畑がだんだん変わっているという土地です。つくっても別に問題はなさそうということです。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 6については、中央区担当委員さん、お願いいたします。

14番（金井委員）

8月26日に現地を見てまいりました。当日は、草がよく除草されていて、きれいになっておりました。土地としては、2年ほど、一辺は宅地のほうに隣接してまして、畑側に対して道路から勾配が若干見られますけれども、きちんと土留めをして、雨水は浸透ということでは、問題はないと思われまます。ご検討のほど、よろしく申し上げます。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1024については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

ここの土地は、長年、畑として使用されていなかったと思います。数年前まで住宅が建っていたと思うんですよ。私の知り合いの方が住んでいらっしたんですけども、それを解体しまして、更地にしたような形だと思えます。そんな状況で、もう何十年だと思えますけれども、畑として使っていなかったような状態です。周りも住宅が結構建ってまして、北側はJRの中央線が通っている状況です。これはいたし方ないのかなと思います。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1025については、津久井地区担当の市川委員にお願いするところですが、本日、欠席しております。市川委員より、8月28日に現地を確認したところ、特に問題はなかったとの報告を受けております。

筒きまして、収受番号5 - 1026については、藤野地区担当委員さん、お願いいたします。

18番（天野委員）

8月26日月曜日午後、現地に行ってみりました。事務局の説明及び連絡表の内容等を加味しまして、問題はなかろうと判断いたしました。

以上です。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1027については、津久井地区担当委員さん、お願いい

たします。

15番（榎田委員）

8月23日に現地調査をしてきました。お手元の地図でいきますと、左側にずっとカーブしていますが、この道をずっと行くと三太の里のほうに行く途中のところです。事務局の説明のとおり、調査のための一時転用ですので、特に問題はないと思います。よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

続きまして、収受番号5 - 1028については、相模湖地区担当委員さん、お願いいたします。

5番（江藤委員）

8月26日に現地に行って確認したんですけれども、これに書いてあるとおり、2mぐらいの狭い進入路がありまして、かなり勾配もありまして、自宅に行くのに車も通らない、絵にあるとおりですね。途中にかなり階段があったり、そういう状況ですから、自宅に荷物を運んだり、これから高齢化になって、ある程度、車が自宅まで行けなければしょうがないじゃないかと思います。いたし方ないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長（八木会長）

それでは、これより質疑に入ります。

4番（古木委員）

ちょっと補足させていただきます。

議長（八木会長）

はい。

4番（古木委員）

5 - 7の件で、現在、大型コンボ3台が入って遺跡調査をやっています。3m、3mの3mぐらいの深さを10カ所以上穴を掘ってやるんじゃないかなと思うんですが、さっき、言い忘れしました。

以上です。

事務局（伊藤担当課長）

5 - 7につきましては、文化財埋蔵地区になっておりまして、8月28日から、市の予算で、発掘調査というか、事前の調査をやっています。予定では、ここの敷地内の8カ所に穴をあけて調査を行うということで、本日付で文化財保護課に確認したところ、堆積層という地層が出てきたらしくて、今後どのようにするかというのは、転用者と相談の上、進めていくと伺っています。

ちなみに、この現場ですけれども、先ほど古木委員が入り口に関してその隣が駐車場になっているんですが、ここのところも任意でセットバックをしています。そのセットバックに合わせて、こちらの利用も、入り口のほうは道路よりも下がって出入り口を確保するような計画と聞いております。

続いて、何点か説明をさせていただきたいんですが、戻りまして収受番号5 - 5の上九沢の農地ですけれども、確かに、先ほど古木委員が言われたとおり、ちょうど道路のL字型になっているところからの進入になります。実際に、現地でのポイントでの寸法合わせですと、2.3mぐらいの入り口幅はあります。ただ、申請されてきた時点では、

隣地との境界査定を確定していませんので、もう少し広がるのではないかとことは言っておりました。あと、周りの囲いですが、鋼板で土留めをすると説明しましたが、鋼板を縦にするわけではなくて、横で寝かせて、鋼板の寸法を見ますと、幅が1 m あるんですが、それを半分地中に埋めて、それで単管パイプで抑える。その上、約1.5 m ぐらいの高さをブルーシートで囲うという施行になっております。

最後に5 - 8、先ほど建て売りで売られるというようなニュアンスで言われたんですが、上の家の方と今回の申請の方、それぞれ、この地主さんの娘さんで、上が長女、こちらが、たしか六、七年ぐらい前に家を建てています。今回、次女が申請地に自宅を建てるといふ申請となっております。

以上で補足説明を終わります。

議長（八木会長）

ほかに何か。

16番（藤村委員）

5 - 1024、説明でも、この間まで住宅が建っていた。グーグルの航空写真で見てもしっかり建っていますので、ほんとについこの間まで建っていたということだと、長い期間、違法転用されていたということになりますけど、この扱いはどのようになっているんでしょうか。

事務局（松島所長）

先ほど江藤委員がおっしゃったとおり、住宅が建っていたということで、実際に住宅地図の中でも、そういう建物の表示もございました。10年以上、宅地として、許可がないまま建てられておりましたので、通常ですと、非農地の要件に該当しているところですので、住宅が建っている状態であれば、非農地の申請をいただいて、非農地証明書を発行できたんですが、所有者さんが先に解体をされてしまったという中で、実際の場合も、例えば基礎ぐいとかも全くなって、土に帰っている状態だったという形で、今回、正式な形での農地の転用の許可ということでいただきました。

以上です。

議長（八木会長）

よろしいですか。

16番（藤村委員）

違反転用で、いろいろ言いたいところだけど、まあ、こんなものでしょうがないだろうと、そういうことですか。

事務局（松島所長）

違法かどうかということで申し上げますと、許可がないまま建てたわけですので、農地法からすれば違反な状態であったというのは間違いのない点ではありますが、解体もされてしまった中で、今回、正式な形で許可をいただいて、自己住宅を建てるといふ形で申請を上げさせていただいているところでございます。

11番（齋藤委員）

5 - 7と5 - 8で確認ですけど、農振、それから農用地、農地区分ということで、5 - 7、農振の場所に地域内と、農用については地区外、第3種農地と。それから、5 - 8が農振の場所は地域内、農用地の場合は地区外、第3種農地と記載されているんですけど、単純に言えば、5 - 7と5 - 8というのは農振地区なんですか。

事務局（伊藤担当課長）

そうです、両方とも農業用振興地域内の農用地以外の農地になっております。

11番（齋藤委員）

農振地区だけど、どういうこと？

事務局（伊藤担当課長）

農振地区であっても、農用地の網をかぶっていないというものが旧市のほうは結構あります。農振イコール農用地というものではないんですよ。

11番（齋藤委員）

私の理解で、農振地区に関しては、例えば5 - 7の駐車場の申請で、所有権移転になっていますよね。だから、これはどうなのかなと思って今質問したんですけど、ということは、このエリアは、農振地区だけど、農用地外みたいな設定で、条件が緩い。だから、やってもいいよというようなことですか、早く言えば。

事務局（伊藤担当課長）

簡単に言うと、そうです。第2種、第3種の要件がとれれば転用ができてしまうということになります。

11番（齋藤委員）

わかりました。5 - 8も、同じように自己住宅で、使用貸借権の設定で、先ほど、どういう関係なのかなと聞こうと思ったら、次女の夫だということから、これも緩いところだから、農振地区だけど住宅を建てられるということですね。

事務局（伊藤担当課長）

はい。

11番（齋藤委員）

このエリアは建てられると。

事務局（伊藤担当課長）

そうですね。旧市もその筆、その筆で農用地の指定はしておりますけれども、農振区域内であっても農用地の指定をしていない農地は多々ありますので、2種、3種の要件がとれれば転用も可能となります。

11番（齋藤委員）

そういうことから言えば、上大島とか、この一帯というのは、非常に緩くなっているということだ。

議長（八木会長）

ほかにはよろしいですか。

質疑なし

議長（八木会長）

それでは、ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第30号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程7議案第30号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 8 議案第 3 1 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 8 議案第 3 1 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、19ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 3 1 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 1 - 1 0 0 9 から 3 1 - 1 0 1 1 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 8 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、20ページから 21ページをご覧ください。案内図は 12ページから 13ページでございますが、案件は、いずれも津久井事務所管内の 3 件になります。

整理番号 3 1 - 1 0 0 9 は、契約期間満了に伴い、利用権を更新するものです。契約期間は 9 年 3 カ月、件数は 1 件、6 筆、面積は 6,991㎡でございます。

次に、整理番号 3 1 - 1 0 1 0 及び 1 0 1 1 は、農地所有適格法人以外の法人が解除条件付きで新たに利用権設定を行うものでございます。契約期間は 3 年 4 カ月、件数は 2 件、2 筆、面積は 2,399㎡です。

利用権の設定を受ける事業者、株式会社さがみこファームについて、ご説明いたします。事業者は、本市中央区に事業所を置く、令和元年 5 月に設立された法人で、太陽光発電との組み合わせによる営農、いわゆるソーラーシェアリングで、ブルーベリーの生産、販売等を事業目的としております。代表取締役の櫻井氏は旧藤野町の小中学校出身で、ソーラーシェアリングとブルーベリー農園を広めることで、地元相模原に貢献したいとしております。今回、利用権を設定する農地では、ブルーベリーの養液栽培を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16番（藤村委員）

さがみこファーム、私もちょっと疑問があったのでネットで調べましたら、説明のとおりですけど、その親会社というのがあって、そのうたい文句は、耕作放棄地を畑プラスソーラーに改革していくという、相模原に 15ヘクタールも手当てしてあると書いてあるんですけど、今回のさがみこファームは 1.5ヘクタールとか、ちょっと数字は 1桁どこかで違っているのかもね。立ち上げの説明会の際の顔写真が出ていて、前の山口委員の顔写真が写っていたり、だからといって、彼が大賛成しているかどうか分かりませんが、ただ、ちょっとおもしろいのは、私もソーラーシェアリング、いいかげんにしろというような感じもしていたんだけど、結構、うまくやっていて、いわゆる夏場、我々、寒冷紗をかけたりしますよね。寒冷紗程度のパネルをつけるらしいんだよね。だから、あながち、うそっぽくもないんだよね。でも、発電能力から考えると、そ

の分ちょっと減っているから、そのうち、電気のほうの売り上げがおもしろいといってそっちになると、そっちへ傾くかもしれないけど、一応、うたい文句はおもしろそうなんだよね。だから、これ、いけるかもしれないような気がします。

以上です。

議長（八木会長）

ほかによろしいですか。

質疑なし

議長（八木会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第31号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程8議案第31号については、原案のとおり決定いたしました。

日程9 議案第32号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程9議案第32号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、22ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第32号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号31-32から31-35は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年8月30日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、23ページから24ページをご覧ください。案内図は14ページから17ページをご覧ください。

整理番号31-32から31-35は、耕作者への貸し出しのため、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が借り受けるためのものです。

整理番号31-35については、相模原市農協が中間保有をします。

件数は4件、6筆、面積は6,033㎡のうち4,899㎡で、全て新規の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第32号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程9議案第32号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 10 議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について

議長（八木会長）

続いて、日程 10 議案第 33 号を議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、25 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 33 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 31 - 36 から 31 - 42 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 8 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、26 ページから 29 ページをご覧ください。案内図は 14 ページから 19 ページをご覧ください。

整理番号 31 - 36 から 31 - 42 は、農地利用集積円滑化団体である相模原市農協が、地権者から借り受けた農地を耕作者に貸し出すものです。

31 - 39 から 31 - 42 については、相模原市農協が中間保有していた農地を今回貸し出すものとなります。件数は 7 件、18 筆で、面積は 10,543 m²のうち 9,409 m²で、新規の申請です。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

16 番（藤村委員）

31 - 36 は、借り手の耕作面積が 1 反で、今度借りるのも 1 反ちょっとなんで、合わせて 2 反あるから、これで農家と認められたのか、それとも農業者と認められる人が要するに、これはどのようにしてこの方が借りることが認められたのか、その理由を説明してください。

事務局（伊藤担当課長）

この方は、ことしの 3 月に神奈川県農業アカデミーを卒業されて、現在、1,137 m²を新規という形で、4 月 1 日から利用権の設定を受けて耕作をしていた方です。ここで追加という形で、今回の申請を行うものになります。

16 番（藤村委員）

ありがとうございます。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

質疑なし

議長（八木会長）

ないようですので、それでは、採決をさせていただきます。

議案第33号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程10議案第33号については、原案のとおり決定いたしました。

日程 1 1 議案第 3 4 号 農用地利用集積計画の決定について

日程 1 2 議案第 3 5 号 農用地利用配分計画の作成について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 1 議案第 3 4 号及び日程 1 2 議案第 3 5 号については、関連議案になりますので、2 議案を一括して議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議案第 3 4 号及び第 3 5 号を一括して議題に供します。事務局に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、30 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 3 4 号 農用地利用集積計画の決定について。別紙農用地利用集積計画整理番号 3 1 - 1 0 1 2 は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件に適合しているため、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により農用地利用集積計画を決定するものとする。令和元年 8 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、31 ページ 整理番号 3 1 - 1 0 1 2 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、土地所有者から事業者へ貸し出す農地を借り入れるため、利用権の設定を受けるものです。件数は 1 件、4 筆、面積は 2,392 m²です。

続きまして、32 ページをご覧ください。議案を朗読いたします。

議案第 3 5 号 農用地利用配分計画の作成について。別紙利用配分計画整理番号 3 1 - 1 0 0 1 は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定により、令和元年 7 月 2 6 日付で相模原市長から意見を求められたため同意するものとする。令和元年 8 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、33 ページをご覧ください。案内図は同じく 20 ページをご覧ください。

整理番号 3 1 - 1 0 0 1 は、農地中間管理機構の指定を受けている公益社団法人神奈川県農業公社が、事業者へ貸し出しを行う利用配分計画の案件でございます。相模原市長から農業委員会の意見を求められているものです。事業者は、新規就農のため、農地を確保するものです。件数は 1 件、4 筆、面積は 2,392 m²です。

補足説明ですが、この方は 40 歳の男性で、緑区谷ヶ原に在住でございます。平成 2 8 年 4 月から平成 3 0 年 7 月まで、お隣の町田市の認定農業者田中永治氏のもとで研修をしております。令和元年 8 月に新規就農認定書を交付しております。こちらの農地では、コマツナやジャガイモ等の露地野菜の栽培を計画しております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑なし

議長（八木会長）

よろしいですか。

ただいま2議案を一括して説明を行いました。採決についても一括とすることでご異議ございませんか。

[異議なしの声]

議長（八木会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、採決をさせていただきます。

議案第34号及び議案第35号について、原案に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

全員挙手

議長（八木会長）

挙手全員。

よって日程11議案第34号及び日程12議案第35号については、原案のとおり決定いたしました。

ついて

議長（八木会長）

続きまして、報告案件に移ります。

日程 1 3 報告第 3 5 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（一之瀬総括副主幹）

それでは、3 4 ページをご覧ください。朗読をいたします。

報告第 3 5 号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。生産緑地法第 1 0 条の規定に基づいて買い取り申し出する生産緑地につき、別紙の買い取り申し出事由の生じた者が農業の主たる従事者に該当することを認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 8 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、次の 3 5 ページをご覧ください。

証明番号 2 - 1 0 につきましては、南区上鶴間本町に所在の生産緑地 3, 2 1 2 . 3 2 m²の農業の主たる従事者が、令和元年 7 月に故障したことに伴うものです。

証明番号 2 - 1 1 につきましては、中央区上溝に所在の生産緑地 1, 5 2 5 . 6 1 m²の農業の主たる従事者が、平成 3 0 年 5 月に死亡したことに伴うものです。

当該地の買い取り申し出をするため、申し出者より主たる従事者の証明願の提出があったものです。このことについて、ご家族、ご本人及び近隣の方々から事情を聞きまして、現地調査をしたところ、買い取り申し出事由の生じた者は農業経営に従事してきたことが確認されましたので、地区農業委員さんのご意見を伺いまして、証明番号 2 - 1 0 につきましては 8 月 1 日付で、証明番号 2 - 1 1 につきましては、8 月 5 日付で証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 3 報告第 3 5 号を終わります。

日程 1 4 報告第 3 6 号 農地所有適格法人の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 4 報告第 3 6 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、36 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 3 6 号 農地所有適格法人の報告について。農地法第 6 条の規定により、別紙のとおり農地所有適格法人報告書が提出されたので報告する。令和元年 8 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、37 ページをご覧ください。

株式会社グリーンガーラから報告書の提出があり、農地所有適格法人としての法人形態要件、事業要件、議決権要件、経営責任者に関する要件の全てを満たしております。報告書につきましては、38 ページから 40 ページの内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

1 6 番（藤村委員）

何となく想像がつくんですけど、八王子市の方が相模原に書類を提出しているわけですが、38 ページを見ますと、手書きで 1.2 ヘクタールというのが追加されているんですが、相模原市には 0.1 ヘクタールということなんですね。売り上げが 2,700 万というので立派な金額なんですけど、それは 1.2 プラス 0.1、1.3、この数字は全体の数字ということ？

事務局（伊藤担当課長）

はい、そのようになっております。

議長（八木会長）

よろしいですか。

1 6 番（藤村委員）

はい。

議長（八木会長）

ほかにございますか。

なければ、以上で日程 1 4 報告第 3 6 号を終わります。

日程 15 報告第 37号 非農地証明書の発行について

議長（八木会長）

続いて、日程 15 報告第 37号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、41ページをご覧ください。報告議案を朗読します。

報告第 37号 非農地証明書の発行について。別紙の土地につき、非農地証明書交付に関する事務処理要領により非農地であることを確認し、証明書の発行について、相模原市農業委員会事務専決規程第 4 条第 1 項第 2 号の規定により専決処理したので、同条第 2 項の規定により報告する。令和元年 8 月 30 日提出。相模原市農業委員会会長。

それでは、42ページから 44ページをご覧ください。

今回の非農地証明書の報告は、本庁管内、津久井事務所管内の合計 6 件でございます。

非農地の状況の内訳としましては、資材置き場が 2 筆、山林が 1 3 筆、駐車所が 1 筆、道路及び進入路が 2 筆、位置・面積・形状等から農地利用困難が 2 筆、合計 6 件、20 筆で、13,211.05㎡です。いずれも神奈川県が定める農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づき、非農地証明書を発行いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 15 報告第 37号を終わります。

日程 1 6 報告第 3 8 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対す

る調査結果の報告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 6 報告第 3 8 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（松島所長）

それでは、4 5 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 3 8 号 地目変更登記に係る農地等の現況照会に対する調査結果の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 6 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙農地に係る照会事案について調査結果を専決処理し、横浜地方法務局相模原支局登記官に対し報告したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 8 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

番号 1 0 0 1 は、令和元年 7 月 2 5 日付で、横浜地方法務局相模原支局より照会を受けた土地、1 件、6 筆です。8 月 2 日に相模湖地区担当委員と現地を調査いたしました。当該地は、現所有者から平成 3 0 年 1 0 月 1 日付で非農地証明の申請があり、同年 1 0 月 1 2 日付で非農地証明書を発行した経過があり、今回の調査でも非農地であることを確認しましたことから、原状回復命令を発する予定なしとして、令和元年 8 月 8 日付で回答をいたしました。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 6 報告第 3 8 号を終わります。

告について

議長（八木会長）

続いて、日程 1 7 報告第 3 9 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、47 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 3 9 号 相続等による農地の権利取得届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 1 号の規定により、別紙相続等による農地の権利取得届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 8 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、48 ページをご覧ください。

今回の届け出件数は、本庁管内のみで、2 件、11 筆でございます。現況農地につきましては、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 7 報告第 3 9 号を終わります。

ついて

議長（八木会長）

続いて、日程 1 8 報告第 4 0 号について、事務局に報告事項の朗読及び説明をいたさせます。

事務局（伊藤担当課長）

それでは、4 9 ページをご覧ください。朗読いたします。

報告第 4 0 号 市街化区域内農地の転用届出の受理の報告について。相模原市農業委員会事務専決規程第 7 条第 2 号及び第 8 条第 2 号の規定により、別紙農地の転用に係る届出の受理を専決処理したので、第 6 条第 2 項の規定により報告する。令和元年 8 月 3 0 日提出。相模原市農業委員会事務局長。

それでは、5 0 ページから 5 3 ページをご覧ください。

4 条の届け出件数は、本庁のみで、1 7 件、2 6 筆になります。

続きまして、5 4 ページから 5 7 ページをご覧ください。

5 条の届け出件数は、本庁分及び津久井事務所分を合わせて、2 6 件、2 7 筆になります。

以上で説明を終わります。

議長（八木会長）

説明が終わりました。ただいまの報告について、ご発言がございましたら、お願いいたします。

議長（八木会長）

よろしいですか。

以上で日程 1 8 報告第 4 0 号を終わります。

以上をもちまして、相模原市農業委員会第 6 回総会を終了いたします。